GATEWAY TO THE INDIAN BUSINESS

INDO WATCHER

インド・ビジネス・センター http://www.ibcjpn.com

2010年
10月号

159

特集 最新インド特許事情

【政治】緊張含みの印中関係 ほか
【経済】RBI今年5度目の利上げ ほか
【産業】09年度の電子レンジ販売、初の100万台超え ほか
【金融】短期金利／為替／株式／インフレ ほか
【企業】旭硝子／ボーイング／ウォルマート ほか

インドビジネス成功の法則（第55回）

インド物流に必要な二つの改革

〔川崎汽船〕

最新 インド特許事情

インドへの生産拠点やR&Dセンター設置が相次ぐ中、知財の確保・展開は企業戦略上重要な要素となっている。インド政府もロイヤルティ収入に関する規制を撤廃し、特許庁改革にも取り組むなど、外国企業の知財導入に積極的だ。インドの最近の特許・知財事情についてご紹介したい。

（構成・『INDO WATCHER』編集部）

インド国特許弁理士、理学博士
バパット・ヴィニット

【略歴】Dr. Bapat Vinit
1987年、留学生として来日。1991年、東京大学理学部地球物理学科博士号取得。日本の国際特許事務所に内外明細書作成者・技術者として20年間勤務した後に独立。現在、㈱サンガムIP代表取締役社長。2010年、インド国特許弁理士として登録（IN/PA-1691）。
金沢工業大学虎ノ門大学院客員教授（米国特許実務特論を担当）。
㈱サンガムIP URL　http://sangamip.com/index.html

インド国特許弁理士
バパット・ヴィニット

4つの特許庁、5つの商標庁

インドにおける近代的な特許制度の歴史が、意外に古いことはご存知だろうか？

まず、特許庁がコルカタに設置されたのはイギリス統治下の1856年のことで、この時期は日本では幕末期にあたる。ちなみに特許第1号は1857年、手動式の送風機について付与されている。

19世紀以来、コルカタの特許庁は長らくインド唯一の特許庁として、知的所有権管理の中心的な存在だったが、1970年の特許法改正に伴いデリー、ムンバイ、チェンナイにも特許庁が置かれるようになり、現在では合計で4都市に特許庁が存在する（商標庁はこの4都市にアーメダバードを加えた合計5都市に置かれている）。複数の特許・商標庁がある点でインドはユニークである。

インドで特許出願をする場合は、この4ヵ所のいずれかの特許庁に申請することで、インド国内への特許出願として扱われる。4都市のうちどの特許庁に出願するかについては、発明者や出願人の住所により、下記の通り管轄が定められている。

- 発明者の住所を管轄する特許庁
- 出願人のビジネスアドレス（登記してある住所）を管轄する特許庁
- 外国からの出願の場合は、インドの代理人（弁理士）の住所を管轄する特許庁

日本企業がインドにおいて特許出願をする際は上記の3番目に該当し、たとえば代理人となる弁理士の住所登録がムンバイならば、ムンバイの特許庁で出願手続きをすることになる。

改革が進む特許庁

現在、インド特許庁では総勢約150人の管理官・審査官が特許審査にあたっている。しかし近年の工業化に伴い特許申請が増える中、8万弱の特許出願が審査待ちの状態で、申請から審査結果が出るまで約3年から4年という長い期間が必要なのが実情である。

こうした状況下、初の外部出身者としてインド行政職（IAS：Indian Administrative Services、日本のキャリア官僚にあたる）から特許庁長官に就任したP.H.クリアン（Kurian）氏の指揮のもと、効率化や透明性の向上といった特許庁の改革が急ピッチで進められている。

たとえば、弁理士の質向上のために弁理士試験の難易度を高めたり、審査の迅速化のために新たに250名の審査官の登用をおこなうといった改革が進められている。また手続きの簡易化、迅速化のために、電子メールによる書類提出も認められるようになっている。

さらに「知的財産審判委員会（Intellectual Property Appellate Board）」も2006年より設置されている。同委員会は知的財産

権に関し、特許庁や中央政府の指示・指令・審決に対する不服申し立てを処理する機関で、日本の知的財産高等裁判所に相当する。現在、同委員会は、特許庁内の施設を借りる形で設置されているが、近く自前の施設に移転し、独立性や公平性をさらに高める取り組みがなされている。

特許・商標弁理士とは

ここで、インドにおける弁理士の資格要件について説明したい。

インドにおいて、弁理士には特許弁理士と商標弁理士の2種類がある。特許弁理士は特許の登録のみを、商標弁理士は商標の登録のみを扱うことができる。

最近は特許弁理士の資格要件が厳しくなっている。2005年までは法学部を卒業した者であれば誰でも特許弁理士、商標弁理士として登録ができたが、現在では商標弁理士として登録のみが可能である。

特許弁理士になるには国家試験に合格することが必要で、その受験資格や試験内容は下記の通り。

■受験資格：インド国籍を有し、満21歳以上であること。理工学の学位を有すること

■試験内容：筆記試験I（3時間）、筆記試験II（3時間）、面接（10分程度）

筆記試験Iは、条文に関連した問題だが、筆記試験IIは明細書の作成やクレーム作成など実務に関連した問題となっており、実際にはある程度の実務経験がないと合格はむずかしい。

現在、特許弁理士と商標弁理士はインド全体で合計約1400人が登録されている。

インドにおける特許出願状況

インドにおける特許の出願数だが、2001-2002年には年間1万件程度だったものの、2008-2009年にかけては年間3万5,000件以上に急増している。

外国からインド国内への特許出願も同様で、PCTルート（後述）に関していえば、2001-2002年は年間5,000件程度だったが、2008-2009年は約2万5,000件へと大きく増加している。

国別では、アメリカからの出願が約9,000件と最も多く、ドイツ（約2,500件）、日本（約2,000件）、韓国（約400件）と続く。

また、特許の出願分野としては、電子工学や機械工学、化学、薬学が多く、その他の分野（物理、通信、生化学、農学など）の合計も9,000件以上に達している。

インドへ特許出願する外国企業としては 米国の半導体メーカー、クアルコム（Qualcomm）が首位で227件、次いでオランダの電機メーカー、フィリップスが146件、本田技研が110件で3位となっている。4位以下はサムスン（94件）、BASF（92件）、エリクソン（92件）と続く。その他、日系企業では、ソニーが19位（61件）、三菱電機が22位（48件）、となっている。（以上、2008年-2009年実績）

特許の出願から権利化までの流れ

■日本企業のインド国内への特許出願

ここで、日本企業がインド国内で特許の付与を受ける場合、どのような手続きが必要なのかを概観してみよう。

インドで特許の付与を受けようする場合、「PCT（Patent Cooperation Treaty）ルート」、あるいは「パリ条約ルート」といった、知的所有権に関する国際条約のルートを通じた申請が現実的、かつ効率的である。

こうした特許協力条約は、加盟国における特許の取得をより簡易で迅速、かつ経済的なものとすることを目的としており、ある加盟国において特許申請をおこなえば、他のすべての加盟国において

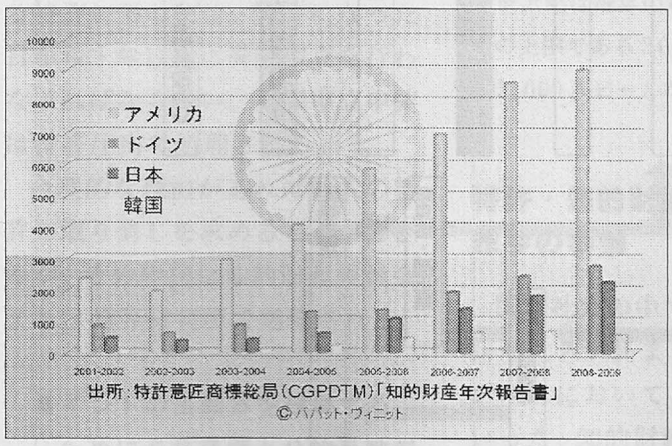

PCTルートを通じた国別特許出願件数

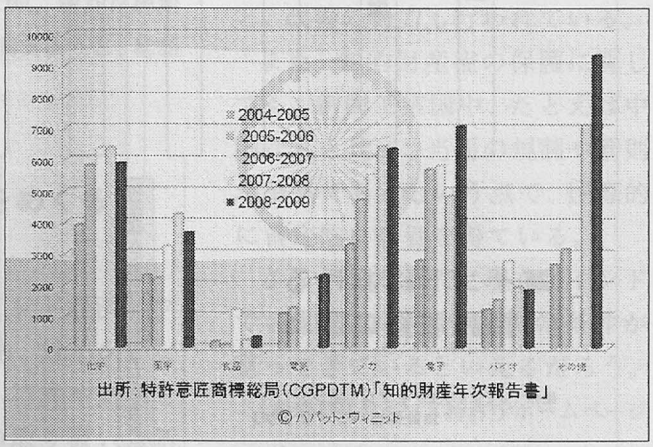

分野別特許出願件数

も同じ出願日を確保することを可能にするものである。

日本とインドの両国はPCT、パリ条約の加盟国である。従って、日本からインドへ特許出願する場合は、パリ条約ルートを用いた日本特許出願に基づく条約出願と、PCTルートを用いたPCT国際出願に基づくインド国内段階移行出願の2つの選択肢がある。インドへ特許出願するために必要な書類(明細書・図面・要約書)は英語(またはヒンディー語)で作成することになる。アメリカや欧州へ特許出願するために作成した書類をそのまま使えるので翻訳費用は別途かからないというメリットがある。さらに、中国のように誤訳などの問題も生じることはない。

パリ条約ルートの場合は、日本特許出願の出願日から12ヵ月以内にインド出願を完了しなければならない。

PCTルートの場合は、PCT国際出願は、あくまで国際的な「出願」の手続きであり、所望の国で特許を取得するためにはその国へ国内段階移行手続きを行うことでその国の国内法令、審査基準による審査を経なければならない。

ＰＣＴ国際出願に対しては、国際調査機関が、類似する発明がすでに過去に出願されているかどうか調査を行い、進歩性や新規性など特許取得に必要な要件を備えているか見解を発行する。そのため、特許付与の可能性をあらかじめある程度把握することができ、ＰＣＴ国際出願を各国へ国内段階移行手続きを行うか否かを適切に判断することで特許取得にかかる手間やコストを適正化できるというメリットも存在する。

インドにおける国内移行手続きは、ＰＣＴ国際出願の出願日(優先日)から31ヵ月以内に完了しなければならない。

■国内移行手続と審査

インドへ特許出願を行うと、出願日(優先日)から18カ月後にその特許出願がインド官報とインド特許庁のホームページＩＰＡＩＲＳ(http://ipindia.nic.in/ipirs1/patentsearch.htm)を通じて公開される。公開日からは特許を取得したと同様の権利が発生するが、その権利を行使できるのは実際に特許になったときである。　インドでも日本と同様、審査請求をしないと特許出願の審査は始まらない。審査請求は出願日(優先日)から48ヵ月以内に行わなければならない。

審査請求が行われた出願に対しては、方式・実体審査により「新規性」「進歩性」「単一性」「特許対象」「有用性」といった、特許に必要な要件について審査が行われる。審査の結果、特許として適格でないとみなされた場合、審査請求から6ヵ月以内に、特許管理官により最初の拒絶理由通知(FER：First Examination Report)が発行される。出願人はこのFERの発行日から12ヵ月以内に出願を許可される状態にしなければならない。そのためには、審査官の見解に反論したり、明細書を補正することで権利範囲を狭くしたり、などの選択肢がある。

審査官の見解への反論や、明細書の補正は実際には現地代理人が行うので、現地代理人と出願人、

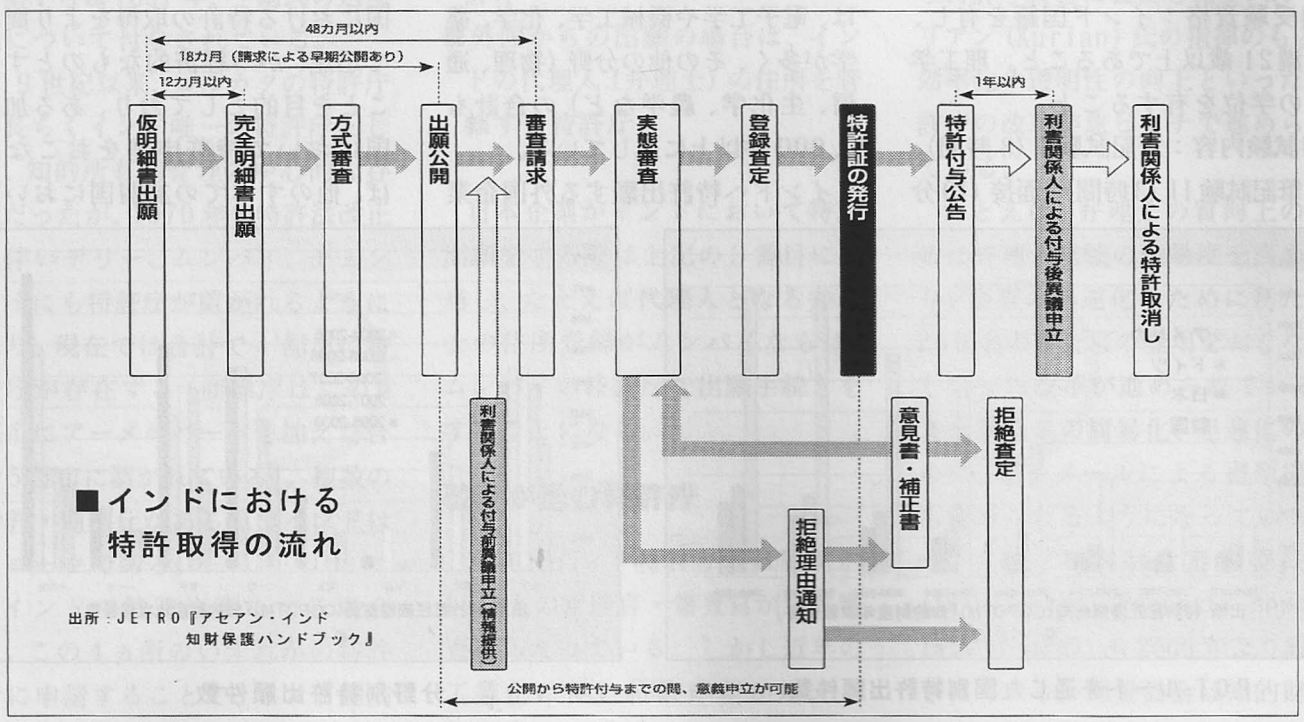

■インドにおける特許取得の流れ

出所：JETRO『アセアン・インド知財保護ハンドブック』

現地代理人と審査官のコミュニケーションが大切である。特に、実際に代理人が特許庁審査官に会って拒絶理由について詳しく照会する審査官面接は、スムーズに特許の審査を通過する上で有効な手段である。そのため、現地代理人が技術的な内容を深く理解できるかどうかも重要である。

■特許の付与と維持

審査の過程で出されるすべての拒絶理由を解消すると、出願がインド官報に公告され、いよいよ特許が付与される。特許が付与されるとその特許権利を行使できる。例えば、第三者に類似製品の製造や販売の中止を求めたり、特許権利を第三者にライセンスしたりすることが可能になる。

特許の存続期間は出願日から起算して20年間であり、その間、特許を維持するために、特許維持年金の納入が必要である。(特許維持年金については後述)

■異議申立と特許の取り消し

特許の出願後は、他人の特許出願また特許に対して所定の手続きに基づいて異議申立を行うことができる。これは出願以降、特許が付与されるまでいつでも可能である。すでに他人が付与を受けている特許に対しては、特許になった日から1年以内に異議申立を行わなければならない。異議申立申請は特許庁内で処理される。

合理的な理由があれば他人の特許の取り消しを求めることができるが、その申請は知的財産委員会または高等裁判所で処理される。

■インドの出願日を確保するために必要書類と公的手数料

インドにおいて特許の出願日を確保する際、必要な書類、公的手数料は次の通りとなっている。

【特許出願】

願書：発明者および出願人の氏名・住所・国籍を記したもの(2部)

明細書：英語(またはヒンディー語)で記述したもの(2部)

出願料金：法人は4,000ルピー。個人(自然人)は1,000ルピー(※すべての料金で、個人は法人の料金の1/4となる)

明細書料金：30ページまでは基本料金(出願料金)に含まれる。追加1ページにつき法人は400ルピー(個人は100ルピー)。

10クレームまでは基本料金に含まれる。追加1クレームにつき、法人は800ルピー(個人は200ルピー)。

【審査請求】

審査請求料金：法人は10,000ルピー(個人は2,500ルピー)

また、特許を維持するための「特許維持年金」は次の通り。

【特許維持年金】

- 3年度～6年度：2,000ルピー
- 7年度～10年度：6,000ルピー
- 11年度～15年度：12,000ルピー
- 16年度～20年度：20,000ルピー

※上記は毎年の納入額。特許存続期間の上限である20年間支払うと、総額192,000ルピーとなる。

特許・知的財産をめぐる昨今の事情

国際社会の中でインド経済のプレゼンスが高まる中、対インドビジネスにおいても、特許や商標といった、知的財産の取り扱いは新たな局面にさしかかっている。

昨今、自動車、IT、製薬、化学など、日本や韓国、欧米のグローバル企業が相次いでインドにR&Dセンターを設立しており、今やインドはR&D拠点の一大集積地としての様相を呈するようになっている。また大手に限らず、中小の製造業が現地法人の設立や合弁の形で、生産拠点をインドに設けるケースも増えている。こうした中、製品の製造に関する各種の特許をはじめ、著作権や意匠登録、商標登録など知的所有権確保の重要性が増している。

インド政府も外国企業の保有する知的財産について、その取り扱いや保護に前向きな取り組みを行っている。たとえば2008賦課年度より、技術供与や特許・著作権などの知的財産の使用料として日本企業が得た所得に対する税率は、従来の20%から10%に引き下げられている。

従来の規制路線から、外国の優れた技術やブランドを積極的に導入し、自国の経済の拡大につなげようという方向に政策自体が大きく転換しているのだ。

経済の活発化に伴う特許出願の急激な増加により、インド特許庁の審査処理の遅れも指摘されているが、すでに本稿で見たように、審査官の大幅な増員や組織改革など、改善の努力も行われている。

また、知的財産権の保護に関しても、新興工業国中、たとえば中国などと比べ、当局の規制や罰則が厳格であるという点で、国際的に肯定的な評価を得ている。

さまざまな面で、現在、インドでの知財の確保や展開の条件が整ってきているといえるだろう。

【参考URL】インド特許庁ホームページ
http://www.patentoffice.nic.in/